

令和元年9月13日

部 局 長 各 位

企 画 財 政 部 長

令和2年度予算編成方針について（依命通達）

あま市予算決算会計規則（平成22年あま市規則第35号）第5条の規定により、
市長の命を受けて別紙「令和2年度予算編成方針」を定めたので通達します。

令和2年度予算編成方針

第1 国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしている。

また、令和2年度の「概算要求基準」においては、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ必要な策には大胆な重点化を図り、義務的経費については、前年度予算額の範囲内とすることや、義務的経費以外の要求枠は10%削減するなど、可能な限り歳出の抑制を図ることとしている。

第2 県内経済情勢

愛知県内の経済の先行きについては、個人消費が回復していることに加え、生産活動は一部に弱い動きがみられるものの、輸送機械を中心に緩やかに拡大しているなか、労働力需給は引き締まっている（財務省東海財務局「管内経済情勢報告」より）。

第3 本市の中長期的な財政展望

令和2年度から令和5年度までの4年間の本市財政を見通すと、財源の使途が特定されない一般財源については、ほぼ横ばいで推移するものの、歳入の根幹となる市税、特に個人市民税については、生産人口の減少等に伴い、令和4年度以降は減少に転ずることが見込まれ、今後の推移には留意が必要である。

一方、歳出は、少子高齢化に伴う社会保障費やインフラを含めた公共施設老朽化対策など、財政需要が年々増大する中、新庁舎整備及び企業誘致等の大型事業の推進、五条広域事務組合による斎場建設に係る大幅な財政負担に加え、令和2年度から令和4年度までの一般会計における予算規模は、毎年300億円前後で推移することが予想される。

大型事業が完了するまでの間、本市にとってこれまで経験したことのない厳しい財政運営となっていくことが危惧されると同時に、総合計画に掲げる重点的な事業への予算配分が厳しくなることが懸念されるところである。

将来にわたって財源不足の慢性化を招かないためにも、行政改革を断行することで行政のスリム化を図るとともに、財務体質を強化し、持続可能な行財政基盤を確立することが、今の本市に求められている。

第4 予算編成の基本的な考え方

本市の近年の財政状況は、財政の弾力性を示す経常収支比率が、適正範囲である70%から80%を大きく上回り、3年連続で90%を超え、財政の硬直化が続いている。また、予算の収支均衡を図るため、毎年度、財政調整基金からの繰入れを

行ってきたが、平成30年度末の基金残高は33億円となり、今年度末には30億円程となる見込みである。

この硬直化した財政構造を改善し、財源不足の慢性化を回避しない限り、今後のまちづくりの展開や新たな福祉サービスの提供のみならず、地震や台風といった災害へ迅速に対応できないおそれもある。また、令和4年度には団塊の世代が75歳に入り始め、後期高齢者医療費といった社会保障費の急増に伴い、扶助費を始めとする義務的経費が益々増加することが見込まれる。

このような状況を開拓するため、本市では、平成30年度から令和3年度までの4年間を「集中財政強化期間」とし、引き続き予算規模（大型事業を除く。）をスリム化することで財務体質の改善を図るとともに、依然として厳しい財政状況にあっても、財政規律を堅持しながら、大型事業を着実に推進し、真に魅力あるまちづくりを行うため、第1次あま市総合計画の推進に努めていく。

以上のことと踏まえ、本市の中長期的な財政展望を全職員が認識した上で、「選択と集中」による実効性の高い取組を行い、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本とし、山積する将来の課題に取り組むことを念頭に置きながら、以下のことに十分留意の上、予算を編成する。

1 第1次あま市総合計画の推進

将来の人口減少を戦略的に克服する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係施策に取り組むとともに、引き続き「第1次あま市総合計画」に係る実施計画と予算を連動することで事業を展開する。また、令和2年度は総合計画の最終年度であるため、これまでの施策を総点検するとともに、時代の変化に伴う様々な社会問題に対応できるよう現行の事務事業をゼロベースで見直し、予算の重点配分を行う。

2 「勇健都市あま 未来へ動く!!」の実現に向けて

令和2年度は、市長のまちづくりの理念である「勇健都市あま 未来へ動く!!」の3年目に当たるため、関係施策は遅滞なく取り組む。

特に、変化が著しい福祉や教育施策の展望に注視しながら、施策の展開を図るとともに、引き続き防災施策の強化や社会基盤整備の推進を図ることで、足腰の強い勇健都市を築いていく。

3 財政規律の堅持

持続可能な行財政基盤を確立するため、中長期の視点に立って財政を見通した上で、身の丈に合った適切な予算規模（大型事業を除く。）を設定し、財政規律を堅持する。また、世代間の公平に配慮しつつ、将来世代に過度な負担を残さないよう、計画的な財政運営に努める。

4 国の制度変更への適切な対応

国の制度変更については、現段階では見通すことが困難であるが、本市財政への影響が懸念されることから、各部局においては情報収集を行い、影響に対する適切な対応に努めることとする。

5 行政改革の推進

自主財源確保を強化する一方で、第2次あま市行政改革大綱に基づく事務事業の徹底した見直しにより整理合理化を図ることで、大胆な歳出削減に取り組む。特に、次の項目については重点的に取り組むものとする。

(1) 中長期的な財政運営の健全化

- ① 「選択と集中」による緊急度、優先度及び必要性に重点を置いたメリハリのある予算編成
- ② 税及び料金等の徴収率向上対策(目標徴収率の設定及び具体的手法の確立)
- ③ 資産の有効活用・処分の検討(普通財産及び将来廃止となる行政財産の方向性)
- ④ 独立採算を原則とする公営企業会計の自立した経営の改善
- ⑤ 都市計画決定事業等の投資効果の検証

(2) 事務事業の見直し

成果重視の観点から、次の事業は廃止・休止を含め抜本的に見直す。検証の際は、昨年度同様に類似団体(愛西市、清須市、北名古屋市)との比較を行う。

- ① 今後の方針が明確となっていない事業
- ② 時代の流れにあっていない事業
- ③ 事業目標を達成するための効果が低い事業
- ④ 既に事業目標を達成した事業
- ⑤ 必要性の低い事業(市民意向調査等から市民の要求と合致しているか)
- ⑥ 効率性の低い事業(費用対効果から過度な行政サービスとなっていないか)

(3) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市では、時間外勤務命令を行うことができる上限を定め、運用を行っているが、引き続き上限時間を超える長時間労働職員がいることは、大きな課題である。各所属長は、職員の健康管理やワークライフバランスの推進に対する強い取組姿勢を持ち、時間外勤務の根本原因の洗い出し、分析による業務量自体の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正など、職場マネジメントを強化する。

(4) 施設の総合的な管理と見直し

公共施設等総合管理計画個別施設計画における公共施設の統廃合を見定めた上で、真に必要なものについて修繕・更新を行う。大規模修繕にあっては中

期計画のもとで、今後の施設のあり方や整備手法等の検討を図る。

なお、令和2年度も緊急性を要する修繕については、財政課と協議した上で予備費を充用する。

6 財源の枠配分

- (1) 各部局（各担当課）へ経費別に財源の枠配分を行うので、各部局（各担当課）が経営感覚を發揮しながら主体的に事業の方向性について判断し、創意工夫を凝らした事務事業の見直しを行うことで、各担当課長の裁量により枠配分内に収めることを原則とする。
- (2) 課別枠配分を超過する際は、各部局内で調整を行うこととする。
- (3) 大規模事業及び臨時の経費は、別枠で留保する。
- (4) 厳しい財政状況を勘案し、施設維持管理経費、政策的重要経費（ソフト事業）及び一般行政経費については、原則マイナスシーリングを行う。ただし、財政課が個別に判断した事業については、除外する。なお、過去の予算要求時に課別枠配分内に収めている課については、マイナスシーリングの軽減を行うこととする。

7 その他

- (1) 新規事業は、緊急性と必要性を考慮し、事業の方向性、目的及び効果、さらに手法を明確にした上で予算化を行う。したがって、詳細が定まっていらないものは要求を認めない。また、総合計画実施計画事業として不採択となった事業は、原則予算要求を認めない（やむを得ない理由がある場合は、財政課と別途協議）。
- (2) 財源確保の観点から新規・拡充事業など増額要求する場合は、予算の肥大化を防ぐためスクラップ・アンド・ビルトの考え方を基本とし、既存事業の廃止及び見直し、歳入の確保などセットで提示すること。
- (3) 市制施行以来、未だ合併後の事務事業の調整が進捗していないものについては、早急に調整し、必要に応じて予算要求すること。
- (4) 昨年度発覚した不適切な会計処理を踏まえ、二度と同様の事案を発生させないためにも、コンプライアンスを徹底するとともに、総計予算主義の原則（地方自治法第210条）を全職員が今一度理解した上で、真に必要となる予算を要求すること。

【参考】地方自治法（昭和22年法律第67号）

（総計予算主義の原則）

第210条 一會計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。